

# 大和市教育委員会 1月定例会

日 時 平成30年1月25日

午前10時00分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第1号）指定管理者の指定について

日程第2（議案第2号）大和市いじめ防止基本方針について

日程第3（議案第3号）平成29年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

日程第4（報告第1号）県費負担教職員の管理職人事について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 1 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 1 月 25 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年1月 日

大和市長 大木 哲 殿

大和市教育局  
教育長 柿本 隆夫

指定管理者の指定について（申出）

このことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、別添のとおり市議会に提出くださるよう申し出します。

議案第 号

指定管理者の指定について

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
- 2 指定管理者の名称 やまとみらい
- 3 指 定 期 間 平成30年8月1日から平成33年3月31日まで  
平成30年2月22日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者を指定したい必要による。

議案第 2 号

大和市いじめ防止基本方針について

大和市いじめ防止基本方針の一部改定について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 1 月 25 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 3 号

平成 29 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

平成 29 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 1 月 25 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

○大和市教育委員会表彰規程

昭和 55 年 8 月 8 日

教委告示第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大和市教育委員会(以下「委員会」という。)所管の団体及び個人の功勞を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰は、次の各号の 1 に該当するものに対して行う。

- (1) 学校教育又は社会教育の振興、研究若しくは改善に努め、特にその功勞が顕著なもの
- (2) 教育上他の模範と認められる行為のあったもの
- (3) その他表彰に価すると委員会が認めたもの

(被表彰者の決定)

第 3 条 被表彰者は、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 40 年教育委員会規則第 1 号)第 2 条第 1 項第 14 号に基づき、教育委員会の会議に付して決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は毎年 2 月、最後の日曜日に行う。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 6 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成 22 年教委告示第 15 号)

この告示は、公表の日から施行する。

## ○大和市教育委員会表彰規程実施要領

大和市教育委員会表彰規程（以下「規程」という。）は、次により取り扱う。

（表彰の対象者）

第1条 規程第2条第1号に規定するものとは、次のとおりとする。

### (1) 功績表彰

- ア 本市立学校にあって、教育水準向上のために自主的研究又は改善の中心的役割を果たした者
- イ 本市立学校の運営にすぐれた成果をあげた者
- ウ 個人的研究により学術上又は教育上大きな業績を上げた者
- エ 文化財及び自然の保護、育成、保存に努め、その功績が顕著な者
- オ スポーツに係る関東大会以上の競技会において入賞した者、又は県大会以上の競技会等において特に著しい記録を上げた者
- カ 文化活動等で関東大会水準以上の場で優秀な成績を収めた者、又は県大会水準以上の場において特に著しい成績を収めた者
- キ その他本市の教育文化向上のために寄与した功績が顕著な者

### (2) 功労表彰

- ア 社会教育関係団体の育成発展のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- イ 社会教育振興のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- ウ 社会教育関係団体として民主的に運営され、多年にわたり会員の資質向上と運営改善に努め、社会教育の振興に貢献し、その業績が顕著な者
- エ 教育委員会委員として8年以上勤続し、その業績が顕著な者
- オ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として10年以上在職し、その業績が顕著な者
- カ 学校教育振興のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- キ その他本市の教育文化向上のために寄与した功労が顕著な者

2 規程第2条第2号に規定するものとは、次のとおりとする。

- (1) 学校その他教育機関の管理下における非常変災の際に、児童生徒等の事故に対し身をていして未然に防止した者又は周到適切な処置により、施設、備品等の保全に貢献した者

(2) 人命救助その他徳行卓絶し、教育上他の模範となった者  
(表彰の対象除外者)

第 2 条 前条にかかわらず、同一種目の功績により、大和市表彰条例又は神奈川県表彰規則に基づく表彰を受けたものは表彰の対象としない。

(推薦調書の作成及び提出)

第 3 条 規程第 3 条に規定する表彰に該当するものがあるときは、当該部等の長は、推薦調書(第 1 号様式)を作成し、大和市教育委員会表彰候補者審査会(以下「審査会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定により推薦調書の提出をした者は、推薦事項に変更を生じた場合には、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

(表彰候補者選考審査会)

第 4 条 審査会は、前条に規定する推薦調書を受けた者のうちから、教育委員会の会議に付す候補者を選定する。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

報告第 1 号

県費負担教職員の管理職人事について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 30 年 1 月 25 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫